

募集要項に関する質問及び回答

No.	質問内容	回答内容
1	<p>公租公課等について</p> <p>(1) 道路占用にかかる手続きについてどのような手続きが必要かご教示ください。</p> <p>(2) 駅毎の道路占用料の金額（平米単価等）をご教示ください。</p>	<p>(1) 道路管理者（「別紙1 設置場所一覧」の「道路占用」項目の分類により、“市道・県道”は横浜市道路局管理課、“国道”は国道事務所、“藤沢市道”は藤沢市道路管理課）に道路占用許可申請書を提出いただき、当該管理者の許可を受けていただく必要があります。</p> <p>(2) 現在の“市道・県道”の占用料は、横浜市道路局管理課において占有面積に対して「1,500円/月・㎡」と定められております。</p> <p>“国道”については国道事務所、“藤沢市道”については藤沢市道路管理課にご確認いただきたく存じます。</p>
2	<p>提出書類等について</p> <p>初年度の決算を迎えていない場合、「決算報告書（直近3年分）」の対応方法についてご教示ください。</p>	<p>「決算報告書」に相当する会社の経営状況が分かる資料をご提出ください。</p>
3	<p>その他</p> <p>事業登録期間中に機器の変更および料金改定を実施することは可能でしょうか。可能である場合、その手続きやリードタイム、クリアすべき課題等があればご教示ください。</p>	<p>事業登録期間中の「機器の変更」および「利用料金の改定」は可能ですが、これらの検討を始めた際に、交通局にご相談いただくこととなります。なお、「設置料（構内営業料）」の改定は原則できません。</p>